

動き出しました

国民健康保険税の税率等改正に向けて

◆問い合わせ＝☎健康保険課（内線 1220）

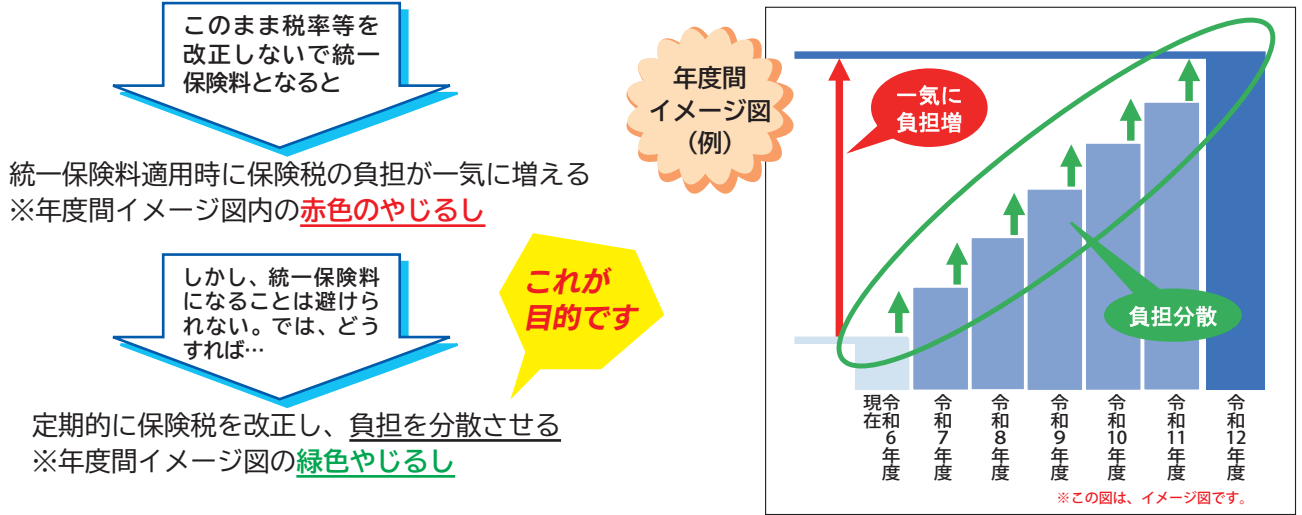


現在、市では令和7年度の国民健康保険税の税率等の改正に向け「常総市国民健康保険運営協議会」で審議を行っています。

改正の背景

- 茨城県への納付金※などの増加により、令和5年度の単年度収支が赤字になったこと
- 令和6年度の決算見込みが赤字になること
- 国が策定した「保険料水準統一加速化プラン」により、近い将来、**茨城県内の保険料率が統一になること（統一保険料）**
- 茨城県によれば、統一保険料率となった場合、県内大多数の市町村で保険税が上昇する見込みであること

※納付金とは、茨城県が県内の医療費を各市町村の医療費水準、所得水準等により按分し決定するもので、各市町村は決定された額を納付金として茨城県に納めるものです。



保険料統一までのスケジュール（国策定の「保険料水準統一加速化プラン」より）



●令和15年度までに「完全統一」することを目標とし、令和12年度に一段階目の統一である「納付金ベースでの統一」が行われます。完全統一は、遅くとも令和17年度までに行われることとなります。

Q & A

- Q：国民健康保険運営協議会とは、どんな協議会なの？
- A：被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員で構成されている市町村の諮問機関です。保険給付や保険税の徴収、その他の重要事項を審議する協議会です。
- Q：どうして改正が必要なの？
- A：早くとも令和12年度には、完全統一の第一段階目である「納付金ベースでの統一」となります。この時には、必ず保険税率等が上昇となり、国保加入の負担が一度にのしかかることとなります。この「一度にのしかかる」ことを分散させることを目的として、令和12年度に向けて徐々に上昇させる改正を行う必要があります。
- Q：いつから改正されるの？負担は増えるのでは？
- A：国民健康保険運営協議会の答申結果を受け、令和7年度課税分の保険税から改正となる予定です。その後の改正時期は、運営協議会の答申結果に基づき改正予定となります。今回の改正は、上昇となる保険料統一に向けての備えの第一歩であり、徐々に上昇させ負担を分散させることを目的としているため、負担は増えることとなります。

市報を見た方！初回相談無料です。

完全予約制です



弁護士法人
萩原総合法律事務所
常総支所 常総市水海道山田町1120-2 田内ビル
(294号沿い山田北信号南)



ご予約はこちらから

☎0297-44-9954

※初回の方限定とさせていただきます。
※事情によりお断りさせていただくこともございます。

茨城県弁護士会所属 弁護士 佐々木寛継

